

## 令和4年9月決算審査特別委員会

令和4年9月15日（木曜日）

### ◎ 出欠席委員氏名

齋藤 隆 委員長 丹野 貞子 副委員長

#### 出席委員（12名）

1番 岡田桂司 委員	2番 齋藤隆 委員	3番 榎正義 委員
4番 佐藤修二 委員	5番 吉田芳美 委員	6番 東海林信弘 委員
7番 阿部恭平 委員	8番 松田收作 委員	9番 丹野貞子 委員
10番 木村章一 委員	11番 石垣光洋 委員	12番 細矢誓子 委員

#### 欠席委員（0名）

### ◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長 齋藤 淳 議事係 長  
嶋田 愛 主 査

### ◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副 町 長
板坂憲助 教 育 長	真木吉雄 監 査 委 員
後藤 浩 防災・危機管理監兼 総務課 長	真木秀章 総務課 主幹
牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課 長	佐藤晃一 まちづくり推進課 長
鈴木淳子 まちづくり推進課 主幹	今部憲治 税務町民課 長
矢作 勲 健康福祉課 長	宇野 勝 農林振興課 長 併 農業委員会事務局 長
松田浩一 商工観光課ほかく発信・ブランド推進室長 兼地域産業振興係 長	須藤俊一 都市整備課 長
岸 康彦 上下水道課 長	田川美和子 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
秋場弘昭 学校教育課 長	日下部敦子 生涯学習課 長

## ◎ 委員会日程

令和4年9月15日（木） 午前9時開議

### 委員会日程第4号

日程第1 付託案件の審査、採決

- 議第44号 令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第45号 令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第46号 令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第47号 令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第48号 令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第49号 令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第50号 令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第51号 令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

閉 会

## ◎ 本日の会議に付した事件

委員会日程第4号のとおり

## ◎ 開 議

午前9時

### ○齋藤委員長 おはようございます。

本日の欠席通告委員はありません。  
ただいまの出席委員数は12名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の  
会議を開きます。

本日の委員会日程はお手元に配付のとおり  
であります。

### ○齋藤委員長 日程第1、付託案件の審査、採決 を行います。

議第44号令和3年度河北町一般会計歳入歳  
出決算認定についての質疑を続けます。

委員長から申し上げます。本委員会の議事  
運営につきましては、議会運営申合せ事項に  
より、質疑の回数は制限を行わず、質疑は一

括して行い、質疑の時間は40分とします。

質疑の際には、最初にページ数、款、項、  
目、節を、さらに質疑の内容を簡潔明瞭に述  
べてください。また、答弁する当局側は、質  
疑内容に対し漏れなく、かつ簡潔に答弁して  
くださるようにご協力をお願いします。

それでは、歳入全款についての質疑の通告  
を求めます。

（4番の通告あり）

確認します。4番。落ちありませんか。

それでは、「4番佐藤修二委員」

### ○佐藤委員 それではお尋ねします。

15ページ、町税であります。この件に関し  
ては、昨年の決算でもお伺いしましたけれど  
も、聞けば聞くほどちょっと難しい点があっ  
て、要するに滞納繰越しの調定額であります。

前年度の、現年度分の収入未済額と滞納繰越額の収入未済額を足したものが次の年の滞納繰越しの調定額と、こういうふうになるんですが、どうしてもそこに誤差が出てしまうと。それは要するに、調定額でもらわなくても済む分が出るということで昨年お伺いしたんですけれども、どうも調べていくと、実際はもらっている。

だから私は、調定額が下がって、それはもらわなくて済んだのかなというふうに理解して、前は終わったんですが、そうでない。もう実際もらっているんだということでありますので、そのもらったものをどうするのか。過誤納還付金として4年度に払うことになるのか。結局その分をもらわないようにする手だてとしてどのようなことをするようになるのかと、どうしてそういうふうになるのか。調定額が変わってしまった経過など、あったら教えていただきたいと思います。その1点です。

**○齋藤委員長** 「今部税務町民課長」

**○今部税務町民課長** おはようございます。

決算書15ページ、町税についてのお尋ねでございます。現年度分の収入未済額と滞納繰越し分の収入未済額、あとは還付未済額のことでございますが、委員おっしゃるように、現年度の収入未済額に滞納繰越し分の収入未済額を加えた額が翌年度の繰越し分の調定額となる考えには間違いはございません。

しかしですが、還付未済額というものがございまして。還付未済額というものは、本来であればお返ししなければならぬものなんですけれども、何らかの都合により年度内にお返しできなかったという金額でございます。

その金額につきましては、決算書で申しますと、現年分の収入額7億723万7,000円の中に含まれております。含まれている金額、細かく申しますと4万6,206円ほどですけれど

も、その金額が収入済額の中に含まれております。なお、その4万6,206円の部分につきましては、調定は切っておりませんので、収入額として4万6,206円多くもらっているような状況でございます。

ですので、これから申しますと、収入、翌年度の繰越し滞納分ということにつきましては、ここに決算書に書いてあります現年度分の収入未済額204万7,249円に、返さなくてはならないマイナス未納分ということで、マイナスの4万6,206円がございまして、それを加えた209万455円が現年度分の収入未納額となりまして、その金額と滞納繰越し分の1,088万4,791円を加えた金額で申しますと、1,297万8,246円となりますが、これが令和4年4月1日現在の調定額となります。すみません、それが6月1日現在の調定額となります。

それから、6月1日以降に滞納者の修正申告等がございまして、遡及更正という場合がありますので、その場合は随時、調定額が変更され、減額されますので、その行為は翌年度の3月31日まで続きまして、令和5年4月1日に令和4年度の滞納繰越し分の調定額となります。そのようなことから、現年度分の収入未済額に滞納繰越し分の収入未済額を加えた額が翌年度の滞納繰越し分の調定額とイコールにはならないというところです。

ただし、下のほうに行ってもらおうと分かりますが、法人町民税もしくは軽自動車税のように、還付未済額、さらには滞納者の修正申告等の遡及更正が発生しなかった税目につきましては、昨年度の決算書を見てもらうと分かりますけれども、イコールという形になっているところでございます。以上です。

**○齋藤委員長** 「4番佐藤修二委員」

**○佐藤委員** 何か非常に分かりにくい。既にもらってしまったものだというのであります。

そういうことで、既にもらってしまったけ

れども、もらわなくてもよかった分であると思うんですが、町税の中の、町民税、あるいは固定資産税や都市計画、見ると、そういう形で収入未済額と滞納繰越し分を足した金額が、ここの数字が違うと。要するに、ここはマイナスになっているというのはそういうことであるのかなと思うんですが、今度は逆にまたプラスになっているものもある。プラスになっているという、要するに調定額が、そのときになぜ調定できなかったのか。プラスになっているというのはどういうことなんですか。それについてお尋ねします。

○齋藤委員長 「今部税務町民課長」

○今部税務町民課長 プラスになっている項目につきましては、修正申告等によりまして、増額になった部分と考えられるところでございます。

○齋藤委員長 「4番佐藤修二委員」

○佐藤委員 プラスになったもの、要するに町税とか、申告して自分の収入が間違っただと、もう少しあったとかという申告であればプラスになると分かるんですが、固定資産とか都市計画なんていうものは本人が申告するわけがありませんので、町が計算して出すわけでありますから、それでもプラスになると、そういうことなので、どういうことなんですか。

○齋藤委員長 「今部税務町民課長」

○今部税務町民課長 申告するほうも間違っていたということで、後日の修正申告によるものと思われま。

○齋藤委員長 「4番佐藤修二委員」

○佐藤委員 申告の分が間違っただと、修正申告するのは分かる。あり得ることですから。ただし、都市計や固定資産とかという部分は、本人が申告するのではない。町が、あなたは幾らですよというふうなことを出されて、その金額を納めるわけでありますから、別に本人の修正申告なんていうものではない。ただ、町で

計算を間違えれば、それはこういうふうになりますよと後で出てくるということはあるんですが、本人の申告とは違う部分での、そういうことが起きるのは、要するに町が計算を間違うということですか。

○齋藤委員長 「今部税務町民課長」

○今部税務町民課長 申し訳ありません。主な原因としましては、新しく工場とかに入れました償却資産が増えたことによりまして申告という形で増額になる場合がございます。それが主な点だと思います。

○齋藤委員長 「4番佐藤修二委員」

○佐藤委員 要するに、調定額が変わったら、変わったときになぜしなかったのかなという部分もちょっとお尋ねしたい点あったわけですが、要するに申告によって、減価償却もありますから、いろいろ変わってきた部分に対しての対応だということで、ある程度理解します。分からない部分は担当課に行って、また伺いたいと思いますので。質疑は終わります。

○齋藤委員長 以上で4番佐藤修二委員の質疑を終わります。

以上で歳入全款についての質疑を終わります。

次に、財産に関する調書についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で財産に関する調書についての質疑を終わります。

以上をもちまして、議第44号令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(6番、10番の通告あり)

6番、賛成討論ですか、反対討論ですか。

(「賛成」の声あり)。10番。(「反対討論」の声あり)

それでは最初に、反対討論から行います。

「10番木村章一委員」

**○木村委員** 議第44号令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルスに打ちかつ闘い、特に変異する新型コロナウイルスとの闘いで、徹底した感染封じ込めと町民の生活や経済活動を維持する取組を進めました。3回目のワクチン接種の可否とタイミングについて、国は2回目接種から8か月後に実施と判断し、世界の知見の取り込みと判断が遅れ、タイミングがずれた時期に2回目から6か月経過後に接種可能と変更し、全国のワクチン接種に混乱がありました。

河北町では早めの準備を進めていて、県内で最初に高齢者の3回目のワクチン接種を開始し、町民から大いに評価されました。

一方で、接種会場のサハトベに花で予定していたトイレ改修と早期のワクチン接種の重要度、ワクチン接種を求める町民の願いを図り損ねて、結果として10日間ほどワクチン接種が遅くなったことは残念でありました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症から町民の生命と暮らしを守るため、前例のないいろいろな対策に取り組み続ける年度であり、ご苦労さまでした。さらに、令和2年7月豪雨後の災害対策と復旧・復興の取組の年度でもありました。また、2年連続で豪雨対策本部が設置され、その中で新庁舎への移転作業があり、こちらも大変ご苦労さまでありました。町の幹部や職員の皆さんに大奮闘していただき、深く感謝を申し上げます。

しかし、そんな中でも以下に述べる分野は、考え方や取組の方向性を世界標準並みに見直し、改善すべきであることを指摘させていただきます。

町の予算は、住みやすく、安全で安心なま

ちづくり、産業が活発で楽しく働けるまちづくりを進めることが求められております。近年は人口が加速しながら減っていく状況があり、近隣市町村や日本全体としても同じ傾向で、避けられないことのように思われています。

しかし、国内でも人口を増やしている自治体があります。また、フランスでは国としての思い切った子育て支援策を実施し、例えば子供が3人以上いると暮らしていけるほどの子育て支援のお金が支給される状況、そんな取組で人口増加に転換しています。取組次第では人口増に転換できるのであります。

世界を見ると、国内総生産GDPが伸びていないところは、OECDでは日本だけで、政治を変えれば経済成長や人口増は大いに可能性があります。

昨年もご紹介しましたが、最近20年間のGDPを比較した数値で、日本は0.13倍の成長であります。つまり、日本は20年間全く経済成長しませんでした。一方、同じ20年間に、中国は11倍、ブラジル7倍、韓国3.5倍、カナダ2.5倍、アメリカ2.4倍、イギリス2.2倍、台湾2.0倍、フランス1.8倍、ドイツ1.7倍、イタリア1.6倍です。その下は日本だけ、GDPが20年間伸びない1.03倍なのです。

日本も、そして河北町も政治を変えて世界並みのことをすれば、経済成長やそれに伴う人口の増加が大いにあり得るのであります。

小中学生の給食費引下げは、既に近隣の市や町が取り組んでおり、町民から強い要望が寄せられているにもかかわらず、令和3年度には取り組まれず、子育て世代から施策の遅れに失望する声があり、令和4年度から半額支援がようやく取り組まれました。子育て支援の遅れが人口減少を加速させることにつながるものがとても心配されます。

最上川の水害を繰り返さないための取組は、

最上川流域全体として早急な築堤や河道掘削などの対策が動き出し、期待されます。しかし、田井地区と谷地工業団地地域の治水対策となる榎川への排水機場設置の計画と、当面の管理道かさ上げや大型土のう積みなどの対策は進んでおりません。押切地区の排水機場が元の能力に戻すだけの復旧にとどまりました。

私は早くから指摘した、吐出水槽を追加し、最上川本流への高い水位に負けずに排水できる機能を追加する取組は進まず、住民は大雨が降るたびに心配しています。

荒小屋地区の排水機場の対策と、最上川と白水川の合流点の堤防からの漏水を止める対策は調査なども進み、具体化が見えてきています。町民の治水対策のマイタイムラインづくりを早急に進めるべきであります。

所得が同じ場合、協会けんぽの2倍近くにもなる高過ぎる国保税に悲鳴が上がっています。国保税も協会けんぽのように課税は所得割だけにして、世帯や人数割を廃止すべきであります。

国保税は、令和3年度末にさらに積み増しになった基金を活用し、さらに一般会計からの法定外繰入れもして引下げをすべきでありました。

令和3年度のふるさと納税は18億8,000万円余りの寄附金を頂き、返礼品のルール変更を克服し、単年度の差引き7億4,000万円の自主財源を獲得。返礼品の提供で国内産業振興に貢献したことは評価いたします。引き続き、委託業者とは別に、ふるさと納税の取組担当者を明確に指定し、アイデアと熱意を尽くして、ふるさと納税を増やす検討を期待します。

河北方式の民設民営の認定こども園の整備事業費補助金はとても問題で、県内で同じような補助金はありません。2つの認定こども園への施設建設借入金を全額肩代わりする補

助金2,222万円は、建設当初の法人の応募が終わって、運営する者が決定してから追加された、本来は要らないおまけの補助金であります。

また、通常の運営収入で法人により返済されるべき借入金を町が肩代わりする、おまけでダブりの補助金であります。

9月5日に発生した千葉県牧之原市の幼児バス置き去り死事件は、背景の一つに、保育士の待遇が悪く、成り手が少なく、いつも人手不足だった問題が取り沙汰されています。

保育分野に補助金を出すなら、河北町で子育てしてみたいと思ってもらえるように、保育士の待遇改善や子供たちに生かすべきであります。一度始めたことを改めるのは難しいかもしれませんが、大胆に見直すべきであります。

新たに仕事を起こす起業支援の取組は、町内篤志からの寄附金活用で、国内最強クラスの起業支援がうまく活用されました。さらに、起業支援のために国内外からの方が新たに町内で事業を開設するための拠点や情報を準備しておくことが、国内最強の起業支援活動を生かす大事なポイントの一つではないでしょうか。

コロナ禍ということがあつてか、いもこ列車を観光の目玉とする位置づけが進みませんでした。残念であります。

道の駅河北は、ワイナリーを設置することについて、依然として町民の多数が懸念を持っています。町民にアピールして、町民が期待する雰囲気をつくりながら本格オープンに進むべきであります。

農業の起業支援では、農家レベルでの6次産業化支援は令和3年度も全くありませんでした。テストキッチンなどを準備して、農家が農産物を加工、試作することを支援することは行政の果たすべき役割であります。

町の嘱託職員などの人件費、労働条件はまだ低く、本格的な見直しが必要であります。

以上、主な問題を指摘し、人口が増えるまちづくりの対案を示し、この決算認定に反対いたします。

**○齋藤委員長** 次に、賛成討論を行います。

「6番東海林信弘委員」

**○東海林委員** それでは、賛成討論をいたします。

令和3年度は、第8次河北町総合計画及び第2期河北町総合戦略の初年度として、「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」の実現に向け、各種施策を実施し、令和2年度の評価、検証を踏まえ取組されています。

主な成果では、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について、集団接種を中心とした実施体制を構築し、10月末には12歳以上の方への2回目接種を完了させ、令和4年1月には3回目接種を開始するなど、地元医師会や関係者のご協力もあり、希望者が円滑にワクチンを接種できたことは大変評価いたします。

また、感染拡大による支援として、国の地方創生臨時交付金を活用しながら、感染予防用品等の購入支援やPCR検査費用補助などの感染防止対策、かほくはくはくはく応援券の発行や商工業者に対する持続化支援金、農家への米需要の減少に対応する交付金などの支援を実施したところも評価するものであります。

新庁舎建設については、建築工事が9月末に完了し、令和4年1月4日に開庁、新たな河北町がスタートした令和3年度でもありました。

ふるさとづくり寄附金については、7万981件、14億8,961万円余りのご寄附を頂き、各種事業などへ有効的に活用されています。

投資的事業については、社会資本総合整備交付金を活用した町道整備、国の交付金を活

用した消防ポンプ車など消防設備の整備、谷地中部小学校食堂の非構造部材耐震化工事なども実施されています。

投資的事業以外について、移住定住促進事業では、お試し移住体験、また移住定住促進事業費補助金については20件の交付実績となり、人口減少の一つの対策として継続していただきたいと思っております。

子育て支援事業では、新婚世帯に対する新居の取得費用や引っ越し費用、また結婚新生活に対する支援のほか、出生、就学、進学といった節目に支援するかほく安心子育て応援事業、高校3年生までの医療費の無償化は継続実施されています。

高齢者福祉事業については、溝延地区に町内4か所目となる高齢者の居場所づくりの活動が展開されたことは評価するところであります。

農業振興については、農業次世代人材投資資金としての補助を行い、就農研修生受入協議会での研修生の受入れ、さらに本町に転入された農業研修生及び就農者に対する家賃補助などを行い、サポート体制の充実を図られています。

商工業振興においては、町内での起業予定2名の方に起業支援事業費補助金を交付し、町の活性化につながるものと期待しております。

町商工会への委託事業として、大都市などでのニーズが見込まれる商品の開発、販路開拓などマーケットインの視点に立った地域産業の活性化、令和3年度に設立した地域商社かほくらし社、観光振興についても、東京にあるアンテナショップかほくらし、いずれも都市圏における発信事業を中心とした取組になっており、町としての関わりは大変重要であります。

しかし、現状を見てみると、情報の共有や

業務進捗管理など十分とは言えず、より一層の管理体制強化をお願いいたします。

道の駅に関しては、監査委員からの指摘事項にもあったように、委託事業と道の駅河北再生事業との具体的な関連性が見えないとの指摘を真摯に受け止め、オープンに向けて進めていただきたいと思います。但し、当局の答弁にもありましたように、立ち止まることも必要ではないでしょうか。

学校教育については、ICTを活用した教育の推進、児童生徒1人1台のタブレット端末の整備、電子黒板等のICT機器の活用やICT支援員の配置など環境整備は整ってききましたが、課題も整理し、解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、県立谷地高等学校が創立100周年を迎え、100周年記念行事への支援は評価いたします。

以上の各種事業の結果、歳入総額は134億6,847万3,024円、歳出総額は131億858万5,125円となり、歳入歳出差引額は3億5,988万7,899円となっています。

監査委員からの決算審査指摘事項にもありましたが、経常収支比率並びに実質公債費比率が減少したことは評価しますが、将来負担比率が高くなっております。将来負担比率をできるだけ抑制できるよう、財政計画の策定に努めていただきたいと思います。

今後、さらなる財政の健全化と、透明性のある信頼できる行政運営を渴望し、議第44号令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定についての賛成討論といたします。

**○齋藤委員長** 以上で討論を終結します。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第44号令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

**○齋藤委員長** 次に、議第45号令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(10番の通告あり)

確認します。10番。落ちございませんか。

それでは、「10番木村章一委員」

**○木村委員** 国保会計の決算に質疑いたします。

156ページの歳入、国保税収入、収入済額として3億4,000万円余りがあります。さらに、260ページの基金の一覧に、令和3年度末として4億4,800万円余りの基金になったと。年度間には87万円の基金が増えたというような決算であります。

国保税は協会けんぽの2倍の税率であります。非常に高いと、納税者と加入者が非常にご苦労なさっている税制であります。

まだ確定していませんが、令和12年度頃から県統一の税率になる可能性があると思われましても、その辺のところをどう見ているのか。

そこで、基金が残れば、どうにも使いようがないお金になってしまうのではないかと。このお金は、基金は国保加入者に返すべきではないかと。この決算を編成しながら、その辺のことについてどのように検討したのか、お聞きしておきたいと思っております。

それから2点目ですが、166ページ、歳出の2款3項6目、傷病手当金29万9,000円、この支払いをされております。2件の傷病手当金だったと聞いておりますが、詳しい状況を説明ください。以上お聞きします。

**○齋藤委員長** 「今部税務町民課長」

**○今部税務町民課長** 1点目の156ページ、国保の



歳入関係の基金でございますが、やっぱり委員おっしゃるように、協会けんぽ等と比べますと、確かに国民健康保険は制度上高いというような状況になっております。

うちのほう、委員ご承知のとおり平成30年から県の統一ということで、国保の運営につきましては県が主導になって行っております。町のほうは納付金という形で県に納めております。

納付金の金額ですが、金額につきましては、皆様から国民健康保険税という形で頂戴した税に、それでは足りませんので、うちのほうで持っている基金を充当して県に納付しているところでございます。

先ほど、うちのほうの基金の令和3年度の決算につきましては、当初につきましては、基金を繰り入れて予算、納付金という形で計上したのでありますが、最終的には基金の取崩し額が、積立てがありましたので、最終的には令和2年度末の残高よりも令和3年末の残高のほうが87万円ほど多くなったという形の決算になっておるところでございます。

先ほど言われました、令和12年度から県の統一という話があるということだったんですけれども、令和12年から県統一についての協議を始めるということですので、統一がいつになるかはまだ未定なところでございます。

もし統一になったら、今まである基金をどうするんだということになります。その統一が何年度と決まった時点で、今もやっておるところですけれども、できるだけ皆さんの国保税を上げないために基金を利用して、国保税という形にしたいと思っておりますし、統一になったとしても、河北町は基金を持っているから、それが県に吸い上げられるという状況ではなく、多分その基金を利用して、統一になったとしても、皆様の国保税は引き下げられるものと思っております。

あと、166ページの傷病手当でございます。傷病手当につきましては、コロナの感染によりまして、通常の就労に就くことができない方に対する手当でございます。感染した直近の継続した3か月間の給与合計から就労日数で割りまして、1日当たりの日当というか、出ます。それに3分の2を掛けた金額が1日当たりの支給対象額となるわけです。

今回はお二人の方に支給したということですが、1人の方には10日分、1人の方には30日分ということで、それぞれ1日分の単価が異なりますが、手当を支給したところでございます。以上です。

**○齋藤委員長** 「10番木村章一委員」

**○木村委員** 国保税が非常に高いと。同じ町民ですが、協会けんぽや共済などに入っておられる方々の2倍もの税率というものは、本当に暮らしていく上で大変な重荷になっているということをよく認識して、できるだけ引き下げていくということを最大限考えていかなければいけないものだと思います。

県統一の税率にすると、なかなかハードルの高い、いろいろと意見があるところなので、まとめるのが大変だということで時間をかけてという状況のようではありますが、この基金がしっかりと、国保加入者から高い高いと言われながら、1年分の国保税額よりもずっと多い基金をためてしまっていると。例えば、1年間、国保税ゼロですといってもやっつけられるようなほどの基金がたまっているわけですから、そこは十分に意識をしておいてもらいたいと思います。いかに引き下げるかを常に考えていただきたいと思います。

あと、傷病手当金ですが、もうちょっと分かりやすくといいますか、見ますと、国保加入者の場合には、八百屋さんとか魚屋さんとか、自分が事業主で入っている方が多いんですけれども、中には協会けんぽに入れなくて、

国保に入りながら勤めをしている、自ら国保税を払いながら勤めている、そういった方も結構いらっしゃるって、そういう人の場合に、協会けんぽの傷病手当と同じような手当を、このコロナ対策では充てることができる、そういう内容なわけですね。

今説明いただいたように、最初の3日間は抜いて、4日目からの、いつまで休まざるを得なかったかということでの、その休まざるを得なかった部分について、傷病手当金として、1日相当の賃金の3分の2まで補填してもらえるとということで、1人の場合、30日分も、それぐらいかかったということなんですが、そうすると本当に暮らしに助かるみたいな、そういった補填になったと思うんですが、ただ国保加入者で、そういう立場の人で、本当は2人だけではなかったかもしれない。ただ制度を知らなかったという事例もあったのではないかなと思うんですね。

そういう意味では、早くよく町民に知らせることが必要なのではないかなと思うんですが、後から、去年の場合にそういった事態に立ち至ったと。今年になって、その制度があることを知ったという人なんかは、それは遡って適用できるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それからもう一つ、当事者といますか、雇い主がいない、自分自身が事業主の人の国保加入者、多いと思うんです。そういった人がコロナになった場合でも救済されるべきかなと思うんですが、その場合はどうなるんでしょうか。もうちょっとお聞きします。

**○齋藤委員長** 「今部税務町民課長」

**○今部税務町民課長** 先に、事業主や一人親方というか、やっている場合のことについてお答えします。

基本的に、事業主や一人親方という方は、今回のコロナの傷病手当には該当しません。

しかし、家族で経営しておりまして、お父さんが事業主で、奥さんとかお子さんがその方から給与をもらっているというような申告とか証明があれば、その方には該当するというような制度になっております。

あと、遡ってできるのかということですが、遡ってできると思っております。以上です。

**○齋藤委員長** 「10番木村章一委員」

**○木村委員** 分かりました。質疑を終わります。

**○齋藤委員長** 以上で10番木村章一委員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

全員賛成であります。

よって、議第45号令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

**○齋藤委員長** 次に、議第46号令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第46号令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

**○齋藤委員長** 次に、議第47号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

全員賛成であります。

よって、議第47号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

**○齋藤委員長** 次に、議第48号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

全員賛成であります。

よって、議第48号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

**○齋藤委員長** 次に、議第49号令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第49号令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

**○齋藤委員長** 次に、議第50号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（4番の通告あり）

確認します。4番。落ちございませんか。

それでは、「4番佐藤修二委員」

**○佐藤委員** 249ページをお願いします。後期高齢についてお尋ねします。

まず、1点目は保険料についてであります。1つは、不納欠損の5,100円について、どういふことによって起きた不納欠損なのか。

2点目は、収入未済額が三角になっております。要するに、調定よりも多く頂いたといふことなのかな。あんまり、普通だったら収

入未済額幾ら幾らと出るんですが、マイナスというものは非常に珍しいのではないかなと思うんですが、これについての説明。

それから、2項の督促手数料についてであります。1万9,900円となっています。要するに、督促手数料100円と計算すると199件かなと思うんですが、督促手数料そのものがどのぐらい出しているのか分からないんですが、督促したものが収入として入ったときに調定をするということになっているんですが、そうすると一体、全体としてどのぐらい出して、そのうちの199件が集まったのか。全体が見えないので、督促をどのぐらい実際は出して、そのうちの199件が収入ということが入ったのかということについてお尋ねします。以上です。

**○齋藤委員長** 「今部税務町民課長」

**○今部税務町民課長** 249ページの滞納繰越し分の不納欠損額の5,100円につきましては、2年経過したときの時効消滅ということで、1人の方で5,100円となっております。

あと、収入未済額としまして26万5,600円ございますが、後期高齢者の保険料につきましては、年金から差し引かれる方が非常に多いところでございます。年金から差し引かれていて、死亡なされても年金の手続等の遅れがありますと、そのタイムラグといいますか、それによりまして年金から引かれてしまう場合がございます。その一旦引かれてしまった金額につきましては、相続人にお返しするのか、または年金事務所にお返しするのかということで、年金事務所から通知が来るまで、うちのほうで預かっているような金額になります。

ですので、調定以上にそういう形に入ってきてしまって、本来であれば収入未済額につきましては、払わない人がいればプラスにな

るんですが、今回は調定以上にそういう形で入ってきてしまったということでございます。

最終的には返金しますので、最終的に残額としましては、5人で1万9,400円が収入未済額となるところでございます。

あと、次の下の督促手数料の1万9,900円でございますが、督促手数料は1件100円でございますが、その分、現年度分と過年度分で頂いたものが199件で1万9,900円となっております。そのうち、令和3年度分で、現年分で督促した分が173件と承知しておりますが、全体で送った件数につきましては、手持ちがございませんので、ちょっとお待ちください。

**○齋藤委員長** 「4番佐藤修二委員」

**○佐藤委員** 1つは、不納欠損については分かりました。

2つ目の収入未済額について、お預かりしている分が幾らで、実質の収入未済額は幾らかというところを聞こうかなと思ったんですが、課長、答えてくださったので、実際の未済額は1万九千幾らということで、そんなに多くないというところで分かりました。

その次の、督促手数料が、現年の分が百七十何件だということ、現年度の分は百七十何件を出したんですか。それとも、百七十何件集まったんですか。それとも、どういう、現年度分についてだけで結構です、滞納分は分からないですけども、現年度分の実情はどうなっていますか。

**○齋藤委員長** 「今部税務町民課長」

**○今部税務町民課長** 173件が現年度分の督促分として送った分になります。もらった分ではなくて、送った数字になります。

**○齋藤委員長** 「4番佐藤修二委員」

**○佐藤委員** その173件を送って、何件入ったんですか。分かりますか、それは。

**○齋藤委員長** 「今部税務町民課長」

**○今部税務町民課長** 手持ちがございませんので。

○齋藤委員長 「4番佐藤修二委員」

○佐藤委員 じゃあ、いいです。それは後でお尋ねします。

ところで、現年度分でも百何件、督促を出さざるを得なかったということなんですが、そこで、やはり一番、後期高齢の保険料を納めるのに、大抵の方は年金から自動的に引き去りになっている。あるいは口座から引き去りになったという形でやっていらっしやると理解しているんですが、口座から引き去りしている人は75歳の切替えのときもそのまま継続して引かれると。ただ、年金から引かれている人は、切替えのときに数か月分、年金から引かれない時期があると。その人たちが、いや、引かれているんだろうと、自分はちゃんと手続して年金から引かれるようにしているんだから引かれるんだろうと思って、うっかりしてしまって、そのときはちゃんと町から納付書が届くそうなんです、そのままにしてしまって、督促を見て初めて、俺の納まってないのというようなことの現象が実際は起きているようであります。

そこで、実際の人たちは、自分が年金から引かれるようにしているから大丈夫だと思っているんですね。そこにはちゃんと町も封書、書いてあるんです。ちゃんと注意して、よく見るようにと書いてあるんですが、税の申告、何にでも大事と重要なことが書いてある。いや、俺は自動的に引き去りになるようしてっからいいやということで見ないんですね。結局、督促来て、慌てて。

督促来るとというのが、通常だったら、いろんな、後期高齢だけではなくても、要するに口座に残高が足りなくて、引き去りにならなくて、督促来たみたいな感じに、あれというようなことになってしまう。督促をもらうことが結構、高齢者にとっては恥ずかしいという意識もあるらしくて、何で督促なんか来る

んだというふうなことにつながってしまうので。

いかにその制度上、年金から引き去りされる人は、7、8、9の3か月分だけは引き去りにならないということを知りやすく通知しないと、結局その受け取った人が、いや、俺は引き去り自動的になるようにしてっからという安心感というか、そういうふうにしてしまって、そういう現象が起きているようなんですが、何かいい手だてはないものですかね。その人たちが、せっかく送った町のそういう封書をちゃんと見る手だてというものは。

○齋藤委員長 「今部税務町民課長」

○今部税務町民課長 委員おっしゃるように、国保に加入している方は、65歳を過ぎていれば年金から天引きされるということになっておりますが、75歳を迎える年度だけにつきましては、今、委員おっしゃる天引きという形ではなくて、75歳の年齢に達する年度だけは普通徴収という形で、納付書で納めているような形になっております。

なぜかといいますと、年金事務所等の手続の関係からそういうことになっておりまして、半年から1年ぐらいいは納付書で納めてもらっているような状況でございます。

ですので、委員おっしゃられるように、やっぱり、今まで天引きされてるのに何でだという形で問合せに来られる方もいらっしやいます。町のほうでは、封筒に納付書が入っていますという形で、色で分かるようにしたり、中に入っている文書は色紙を使ったりして、読んでもらえれば分かるように内容は工夫しておるところですが、細かい字でありますので、なかなか読んでもらえなくて、そのままにしておくと、納付書で納めてもらえないので督促状が行くと、何だということではっきりされる方がいらっしやるということで、窓

口とか電話等で問合せに来られることがございます。

うちの係、課としましても、どうやったらそういうことを減らせるべねということで、一応検討はしておりますが、続けて、もっといい方法がないか検討していかなければならないと思っているところでございます。以上です。

**○齋藤委員長** 「4番佐藤修二委員」

**○佐藤委員** 本人たちは、ちゃんと自動的に引き去りになるように手続しているはずなのということで、課長も分かっているらっしゃるとおりで、やっぱり研究していかなければならない。私はほかの市町村のことは分かりませんが、町でもちゃんと封書に書いてはあるんですが、やっぱり頭から、俺はそういう手続してっから大丈夫だという感覚ですね。私たちもいろいろもらうんですが、固定資産でもいろいろもらって、やっぱり自動振替しているものですから、あんまり中に書いてある文書を見ていないのが現実なんですけれども。

そこでやっぱり見る、中にそういう重要なことが書いてある。それと、このままでは口座から引き去りになりませんよというようなことは、よく中を確かめてくださいみたいな、やっぱり見なきゃいけないというふうな意識づけするような封書づくりといたしますか、やっぱり何らかの、今では結構何件かそういうことになってしまっているの。研究を重ねて、そういうことを勘違いというか、そういうことのないような、ぜひ検討、研究をしていただきたい。こういうことを申し上げて、終わります。

**○齋藤委員長** 以上で4番佐藤修二委員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第50号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

**○齋藤委員長** 次に、議第51号令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてを議題とします。

収益的収入及び資本的収入並びに歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(10番の通告あり)

確認します。10番。落ちございませんか。

それでは、「10番木村章一委員」

**○木村委員** 水道事業の決算についてお伺いします。

1ページから2ページにわたってでありますけれども、受水費が最終的に大きな効果、影響があるわけなんです、その受水費の、この間の単価、動向はどうであったか。

それから、責任水量、せっかく新しくおいしい水源を確保しましたが、一定の縛りがある、そこからの水をあんまりいっぱい使えないと、能力に対してですね。災害対応と、準備するみたいな形になってはいますが、そういった責任水量動向など、少し長期に見たときにどう動いていくか。受水単価と責任水量の単価、村広水からについて、どんな見通しを立てているか、お聞きしておきたいと思えます。この1点です。

**○齋藤委員長** 「岸上下水道課長」

**○岸上下水道課長** まず、村広水からの受水単価につきましては、手元にちょっと資料がありませんので、先に責任水量についてから申し

上げます。

責任水量について、令和3年度につきましては、1日当たり5,876立米ということで、実際に各家庭へ給水としては6,000立米前後ということで、責任水量は果たしているという結果となっております。

あと、今後についてということでありませうけれども、これはどの市町村にも該当してくるかと思うんですけれども、人口減少がやはり主立った原因となって、給水については減少傾向にいくのかなとは感じているところでございます。

受水費の単価については、少々お待ちください。

**○齋藤委員長** 暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時09分

**○齋藤委員長** 休憩を解いて再開します。

ここで10時25分まで休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時23分

**○齋藤委員長** 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

「岸上下水道課長」

**○岸上下水道課長** 大変失礼しました。

まず、受水費の単価でございますけれども、基本料と使用料というものがございます。基本料金については立米当たり36円、あと使用料については立米当たり14円と、これにつきましては平成30年度から令和9年度まで固定となっている金額でございます。

あと、責任水量につきましても、同じように平成30年度から令和9年度まで10年間の協定契約に結ばれておきまして、令和3年度におきましては、先ほど申し上げた、1日当たり5,876立米、あと参考までに令和4年度は5,821円、令和5年度以降は5,808円と……失礼しました、立米でございます。

あと、見通しのことでございますけれども、今現在、村山地区7市7町におきまして、広域水道に向けた検討会、国からの要請で県に下りてきまして、広域の検討をなさいたいということで、まだ皆様にお知らせできる段階ではありませんけれども、やはり人口減少が主な要因ということで、いろんなシミュレーションを見ながら、検討は各14市町でしているところでございます。以上であります。

**○齋藤委員長** 「10番木村章一委員」

**○木村委員** 水道会計が、収入と支出が今の河北町の場合ですと、ぎりぎりに近くなっているという状況で、あとは受水費などをいかに絞っていくかというような、河北町の場合ですと自主水源をつくらせているので、それをうまく生かしていけば、既に設備投資はしてあるので、あと運転コストだけで見ると、そちらをいかにうまく使えるかということが一つ、採算をよくしていくポイントになると思うんですね。

そういう意味で、ところが逆に責任水量については、令和5年度からは一定の責任水量にずっと固定されたまま変えないという見通しを立てているということですが、使用水量は人口減少に今後比例してどんどん減っていくというようになると、自主水源が使えなくなっていく、その幅が減っていくということで、不採算になっていくということもありますので。

その辺の、受水団体、14市町と今言いましたね、その受水団体は同じような動向がありますので、その人口動向をうまくリンクさせて責任水量を絞っていくというようにするのか、河北町単独でも交渉するのか、その辺しっかりと取り組むべきだと。今までのルールの中では、10年間あと固定ですと言うのかもしれませんが、そのままの動向でいいのかどうかをしっかりと考えていかなければいけな

と思うんですが、その辺はどうでしょうか。  
どう考えていますか。

**○齋藤委員長** 「岸上下水道課長」

**○岸上下水道課長** 木村委員おっしゃるとおり、純利益といいますか、年々減っているところでございます。河北町だけでいえば、やはり人口減少もありますけれども、機械工業の水道の使用料が年々少なくなっているというような現状にあります。

そういったことで、内部でも水道料金そのものの見直しもそろそろと検討に入る段階であるのかなというような議論もされているところでありますけれども、まずは注視しながら、今後に向けて検討させていただきたいと考えております。

**○齋藤委員長** 「10番木村章一委員」

**○木村委員** 河北町の水道会計は、基本財産として一定の財産といいますか、現金預金なんかも持っているということはあるんですけども、基本それは減らさない方向にしながらやっていくべきだと思うんですね。ただ、採算取れないからすぐに水道料金を上げるなんていう発想ではなくて、いかに受水費とか、ほかの経費で減らしていくかと、そういう節約をしていくか、新しい庁舎に移ったので、意外と経費がかからなくなった、その辺を水道料金にうまく影響させて、利益をいっぱい上げていくとか、そういったことなんかもあるかもしれませんが、そういった努力もしていくべきだと思います。

特に私が今回申し上げたことは、受水費をしっかりと絞っていくという議論です。責任水量をどう減らしていくかという点ではどんな見通しなんですか。今、一応そういう約束だと言うんですが、それをさらに実態としては責任水量をもっと少なめにさせていくみたいな、そういった余地を生み出してやるべきだと思うんですが、いかがですか。

**○齋藤委員長** 「岸上下水道課長」

**○岸上下水道課長** 今のところはそういった考えはございません。

**○齋藤委員長** 「10番木村章一委員」

**○木村委員** ぜひ頑張っていたきたいと思えます。よろしくお願いします。以上で終わります。

**○齋藤委員長** 以上で10番木村章一委員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決定及び認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

全員賛成でございます。

よって、議第51号令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

**○齋藤委員長** これをもって、本決算審査特別委員会に付託されました8議案についての審査は全て終了しました。

お諮りします。本決算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成されていますので、本会議には審査経過についての報告を省略し、結果のみを報告したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本会議には結果のみを報告することとします。

これにて決算審査特別委員会を閉会することになりますが、閉会に当たって一言お礼を申し上げます。

去る9月12日から本日まで、各委員の皆様



には終始慎重にご審議いただきまして、改めてお礼を申し上げます。

また、不慣れな委員長で多々ご迷惑をおかけしました。深くおわび申し上げます。

当局におかれましても、終始懇切な説明に当たられましたこと深く御礼申し上げます。

審査の過程におかれましては、各委員からの多くの提言がなされましたが、それらのことは全て町民の声であることを理解され、今後の町政に十分生かされることを強く願うものであります。

閉会に当たりまして、一言お礼の言葉とします。ありがとうございました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

午前10時33分 閉 会

~~~~~

会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和4年9月

臨時委員長 松田 收 作

決算審査特別委員長 齋藤 隆

会議録署名委員 岡田 桂 司

会議録署名委員 木村 章 一

